

奈良県立大学海外派遣留学生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良県立大学学則第29条の規定に基づき、奈良県立大学(以下「本学」という。)学生の海外派遣留学に関して必要な事項を定めるものとする。

(海外派遣留学生)

第2条 海外派遣留学生とは次の学生をいう。

- (1) 海外の学術交流協定締結大学又は学長が適切と認めた大学等への科目履修等の学習を目的として、29日以上 of 留学を行う留学生(以下「長期留学生」という。)
- (2) 海外の学術交流協定締結大学、学長が適切と認めた大学又は語学研修機関への語学研修その他の研修等を目的として、原則として本学の夏季及び春季休業期間中等を利用して、28日以内の留学を行う留学生(以下「短期留学生」という。)

2 科目履修へ移行することを目的として、語学研修を受ける者は、長期留学生とみなす。

(長期留学生の要件)

第3条 長期留学生については、次のいずれの要件にも該当する者でなければならない。

- (1) 2年次以上に在籍する学業成績の良好な者。
- (2) 適切な留学目的と強い学習意欲を有する者。
- (3) 適切な語学能力を有する者。
- (4) 在学中の単位取得に計画性があり、進路について適切な考え方を有する者。
- (5) 心身ともに健康で長期留学に耐えうる者。
- (6) 所属するコモンズから同意を得られる者。

(短期留学生の要件)

第4条 短期留学生については、次のいずれの要件にも該当する者でなければならない。

- (1) 学業成績が良好な者。
- (2) 適切な留学目的と強い学習意欲を有する者。
- (3) 適切な語学能力を有する者。
- (4) 在学中の単位取得に計画性があり、進路について適切な考え方を有する者。
- (5) 心身ともに健康で短期留学に耐えうる者。

(出願手続)

第5条 海外派遣留学を希望する学生は、海外派遣留学願(以下「留学願」という。様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、学長に提出するものとする。但し、短期留学生については、第4号に掲げる健康診断書を健康状況自己申告書に代えることができる。

- (1) 海外派遣留学計画書(長期留学生については、所属するコモンズ教員の同意のあるもの)(様式第2号)
- (2) 海外派遣留学先の受入に関する書類

- (3) 語学能力を示す書類
- (4) 健康診断書
- (5) その他大学が必要と認める書類

2 留学願は、原則として当該留学出発の4カ月前までに提出しなければならない。

(審査及び決定)

第6条 学長は、前条の規定により留学願が提出されたときは、国際交流委員会の審査に付し、教授会の意見を聴いて、その可否を決定する。

2 前項において、海外派遣留学生の定員が定められており、留学願を提出した学生の人数が当該定員を上回る場合、国際交流委員会は、学業成績や提出書類の内容の評価による選抜を実施するものとする。

(取り消し)

第6条の2 学長は、第3条または第4条の規定する要件を満たさなくなった場合は、国際交流委員会の審査に付し、教授会の意見を聴いて、取り消すことができる。

(海外派遣期間の在学期間への算入)

第7条 海外派遣留学期間は、在学期間に算入する。但し、休学によるものを除く。

(海外派遣期間中のゼミ指導)

第8条 海外派遣留学生のゼミについて、コモンズゼミ教員は、海外派遣留学期間中の学習計画、研究指導（遠隔によるものを含む。）、学生による研究の成果及びその他学長が必要と認める事項を勘案のうえ、当該年度の単位認定を判断するものとする。但し、休学によるものを除く。

(事前研修)

第9条 海外派遣留学生は、本学が実施する海外安全オリエンテーション等の事前研修を受講しなければならない。

(保険の加入)

第10条 海外派遣留学生は、学生教育研究災害傷害保険、学研災付帯賠償責任保険及び学研災付帯海外留学保険に加入しなければならない。

(誓約書の提出)

第11条 海外派遣留学生及びその連帯保証人は、海外派遣留学出発前に誓約書（様式第3号）を学長に提出しなければならない。

(海外渡航届の提出)

第12条 海外派遣留学生が、海外派遣留学に出発するときは、海外渡航届に海外派遣留学中における国内外の連絡先及び日程表を添えて、学長に提出しなければならない。

(海外派遣留学中の報告)

第13条 長期留学生は、海外派遣留学中の学習、生活及び所要経費の状況について、定期的に国際交流室長に報告するものとする。

(海外派遣留学報告書)

第14条 海外派遣留学生は、海外派遣留学期間終了後、1か月以内に海外派遣留学報告書(様式第4号)を学長に提出しなければならない。

(授業科目の履修)

第15条 長期留学生は、海外派遣留学先において、科目履修を許可された場合は、速やかに科目履修届を学長に提出しなければならない。

(修得単位の認定等)

第16条 海外派遣留学先において授業科目の履修により修得した単位について、学長は、教務委員会の審査に付し、教授会の議を経て、本学において修得した単位とみなす。

2 前項により修得したとみなすことのできる単位数は、国内外他大学等との単位互換により修得したとみなすことができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 第1項の措置を希望する者は、海外派遣留学先が発行した成績証明書及びシラバス(必要に応じて和訳したもの)又はこれに類する書類とともに単位認定願を提出しなければならない。

4 休学中に海外派遣留学先において、授業科目の履修により修得した単位についても、第1項から第3項の規定により修得した単位としてみなすことができる。

(助成)

第17条 本学は、海外派遣留学生に対して、予算の範囲内で助成を行うものとする。

(その他)

第18条 この規程に定めるものの他、海外派遣留学生に関し必要な事項は、学長が定める。

附則

この規程は、平成26年1月24日から施行する。

附則

この規程は、平成27年11月13日から施行する。

附則

この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。